

## 令和3年第3回（9月）町議会定例会提出議案等の概要

### ○議案第41号 宇治田原町自治功労者の表彰について

〔総務課〕

谷口昭弘（たにぐち・あきひろ）氏が、平成15年12月22日から現在に至る17年の長きにわたり、宇治田原町選挙管理委員会委員の職を務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により表彰するもの。

### ○議案第42号 宇治田原町自治功労者の表彰について

〔総務課〕

谷川利明氏（たにがわ・としあき）が、平成12年12月22日から現在に至る20年の長きにわたり、宇治田原町公平委員会委員の職を務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により表彰するもの。

### ○議案第43号 宇治田原町自治功労者の表彰について

〔総務課〕

安井要（やすい・かなめ）氏が、平成12年10月13日から現在に至る20年の長きにわたり、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の職を務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により表彰するもの。

### ○議案第44号 宇治田原町自治功労者の表彰について

〔総務課〕

上野藤一（うえの・ふじかず）氏が、平成15年10月13日から現在に至る17年の長きにわたり、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の職を務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により表彰するもの。

### ○議案第45号 宇治田原町自治功労者の表彰について

〔総務課〕

山中茂治（やまなか・しげはる）氏が、平成17年7月20日から現在に至る16年の長きにわたり、宇治田原町農業委員会委員の職を務めいただいていることから、宇治田原町自治功労者表彰条例第2条第1項第6号の規定により表彰するもの。

## ○議案第 46 号 令和 3 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 2 号）

〔企画財政課〕

旧役場庁舎跡地の整理に係る解体工事費用をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大により売上減少の影響を受けている中小企業や個人事業主に対して支援を行う費用などを追加補正するもの。

|     |              |
|-----|--------------|
| 既定額 | 5,015,500 千円 |
| 補正額 | 167,437 千円   |
| 計   | 5,182,937 千円 |

### 【主要事業】

|                  |    |            |
|------------------|----|------------|
| ・町ホームページ整備事業費    | 新規 | 5,252 千円   |
| ・役場庁舎跡地整備事業費     | 拡充 | 150,000 千円 |
| ・ため池管理事業費        | 拡充 | 482 千円     |
| ・がんばるまちの事業者支援事業費 | 新規 | 10,000 千円  |

## ○議案第 47 号 令和 3 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

〔福祉課〕

〔保険事業勘定〕

前年度の国・府・支払基金の負担金等の確定に伴い補正するもの。

|     |            |
|-----|------------|
| 既定額 | 813,553 千円 |
| 補正額 | 13,037 千円  |
| 計   | 826,590 千円 |

## ○議案第 48 号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務課〕

昨年 12 月に本町元職員が逮捕・起訴され、その後有罪判決を受けた重大事件に関し、第三者委員会による調査報告書が提出されたことを踏まえ、町長及び副町長の給料について、今回の重大事件に伴う自戒措置として新たに減額の追加をするための改正を行うもの。令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の 6 箇月間、町長 15%、副町長 10%をさらに減額し、財政対策削減分と合わせて町長 25%、副町長 17%の減額率とするもの。

## ○議案第 49 号 宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔企画財政課〕

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、文言修正及び条文の繰り下げが生じることにより引用する号の改正を行うもの。

**○議案第 50 号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔税住民課〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体として明確化され、発行手数料を徴収することができることされたため、個人番号カード再交付手数料の号を削除するもの。

**○議案第 51 号 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔まちづくり推進課〕

（仮称）宇治田原インター北地区地区計画の決定に伴い、地区整備計画区域に（仮称）宇治田原インター北地区を追加するもの。

**○議案第 52 号 財産の取得について**

〔学校教育課〕

学校教育の情報化推進のため、町内 3 小中学校各校に大型提示装置（電子黒板）を 14 台ずつ配備するための財産取得につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**○議案第 53 号 令和 2 年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について**

〔会計課〕

|     |           |                      |
|-----|-----------|----------------------|
| 決算額 | 歳入        | 68 億 1,535 万 5,393 円 |
|     | 歳出        | 66 億 2,706 万 9,664 円 |
|     | 歳入歳出差引額   | 1 億 8,828 万 5,729 円  |
|     | 翌年度への繰越財源 | 2,127 万 1,000 円      |
|     | 実質収支額     | 1 億 6,701 万 4,729 円  |

**○議案第 54 号 令和 2 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について**

〔会計課〕

|     |           |                     |
|-----|-----------|---------------------|
| 決算額 | 歳入        | 9 億 9,398 万 1,780 円 |
|     | 歳出        | 9 億 8,412 万 6,600 円 |
|     | 歳入歳出差引額   | 985 万 5,180 円       |
|     | 翌年度への繰越財源 | 0 円                 |
|     | 実質収支額     | 985 万 5,180 円       |

○議案第 55 号 令和 2 年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
〔会計課〕

|     |           |                     |
|-----|-----------|---------------------|
| 決算額 | 歳入        | 1 億 3,228 万 3,264 円 |
|     | 歳出        | 1 億 3,024 万 2,061 円 |
|     | 歳入歳出差引額   | 204 万 1,203 円       |
|     | 翌年度への繰越財源 | 0 円                 |
|     | 実質収支額     | 204 万 1,203 円       |

○議案第 56 号 令和 2 年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
〔会計課〕

[保険事業勘定]

|     |           |                     |
|-----|-----------|---------------------|
| 決算額 | 歳入        | 7 億 8,770 万 609 円   |
|     | 歳出        | 7 億 3,876 万 1,847 円 |
|     | 歳入歳出差引額   | 4,893 万 8,762 円     |
|     | 翌年度への繰越財源 | 0 円                 |
|     | 実質収支額     | 4,893 万 8,762 円     |

[介護サービス事業勘定]

|     |           |               |
|-----|-----------|---------------|
| 決算額 | 歳入        | 678 万 4,572 円 |
|     | 歳出        | 441 万 7,816 円 |
|     | 歳入歳出差引額   | 236 万 6,756 円 |
|     | 翌年度への繰越財源 | 0 円           |
|     | 実質収支額     | 236 万 6,756 円 |

○議案第 57 号 令和 2 年度宇治田原町水道事業会計決算認定について  
〔上下水道課〕

|     |           |                     |
|-----|-----------|---------------------|
| 決算額 | 収益的収入及び支出 |                     |
|     | 収入        | 2 億 8,782 万 7,463 円 |
|     | 支出        | 2 億 4,787 万 6,116 円 |
|     | 収支        | 3,995 万 1,347 円     |
|     | 資本的収入及び支出 |                     |
|     | 収入        | 1 億 5,546 万 5,376 円 |
|     | 支出        | 2 億 3,340 万 445 円   |
|     | 収支        | △7,793 万 5,069 円    |

○議案第 58 号 令和 2 年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について

〔上下水道課〕

|     |           |                      |
|-----|-----------|----------------------|
| 決算額 | 収益的収入及び支出 |                      |
|     | 収入        | 4 億 9,388 万 2,832 円  |
|     | 支出        | 4 億 8,323 万 2,153 円  |
|     | 収支        | 1,065 万 679 円        |
|     | 資本的収入及び支出 |                      |
|     | 収入        | 2 億 7,310 万 800 円    |
|     | 支出        | 4 億 2,567 万 2,829 円  |
|     | 収支        | △1 億 5,257 万 2,029 円 |

○議案第 59 号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について

〔税住民課〕

現固定資産評価審査委員である大北康人（おおきた・やすひと）氏の任期が、本年 10 月 12 日をもって満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるもの。

○議案第 60 号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について

〔税住民課〕

現固定資産評価審査委員である上野藤一（うえの・ふじかず）氏の任期が、本年 10 月 12 日をもって満了となることから、同氏の後任に上辻治男（かみつじ・はるお）氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるもの。

○議案第 61 号 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について

〔税住民課〕

現固定資産評価審査委員である安井要（やすい・かなめ）氏の任期が、本年 10 月 12 日をもって満了となることから、同氏の後任に矢野芳巳（やの・よしみ）氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるもの。

○報告第 9 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〔まちづくり推進課〕

令和 3 年 7 月 4 日、町営バスが走行中の乗用車に衝突した事故に係る和解及び損害賠償の額について地方自治法第 180 条第 1 項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第 2 項の規定により報告するもの。

○報告第 10 号 令和 2 年度城南土地開発公社決算に関する報告書について

〔企画財政課〕

地方自治法第 221 条第 3 項の法人である城南土地開発公社について、法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するもの。